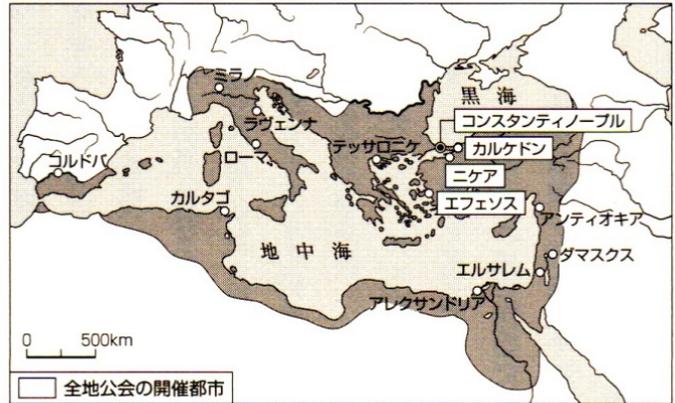


ロシアの宗教・社会・文化 (1)

1. 東方キリスト教世界とロシア

「東方キリスト教」は、本来は「東方正教」と言うべきであるが、「正教」という言葉になじみのない人が多いので、便宜上、「東方キリスト教」とした。英語では一般的に The Eastern Orthodox Church「東方正教(会)」と言う。Eastern「東方」という言葉が付されているのは、カトリックやプロテスタントが西欧で広がったのに対して、正教が中近東、バルカン半島、ロシア等に広がったためである。したがって、「東方キリスト教」ないし「東方正教(会)」と対比して言う場合、カトリックやプロテスタントを「西方キリスト教」ないし「西方教会」という言い方がなされる場合がある。ちなみに、東方正教会自身は、「東方正教会」という言い方を認めつつも、自らの教会をたんに「正教会」と呼んでいる¹。

したがって、本節タイトル中の「東方キリスト教世界」も本来は「東方正教世界」と言うべきであるということになる。ここで「世界」と言っているのは、「社会」ないし「文化圏」と同義である。つまり、「東方キリスト教世界」とは、正教を信仰している人々が多数派となって暮らしている社会、ないし正教文化が強い影響力を持っている地域という意味である。現代では、それらの地域は、主としてバルカン半島および旧ソ連の一部(アルメニア、ウクライナ、ギリシア、ジョージア、セルビア、ブルガリア、ベラルーシ、マケドニア、モルドヴァ、ルーマニア、ロシア)である。しかし、以下の本論で概観するように、歴史的には、「東方キリスト教世界」は、バルカン半島および旧ソ連の一部にとどまらず、現在、一般に「イスラム文化圏」、「中東」、「アラブ世界」といった言葉で呼ばれている地域をも含む、より広汎な地域である。



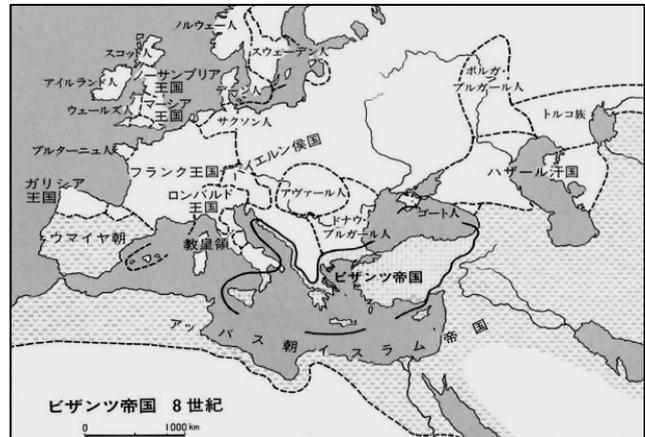
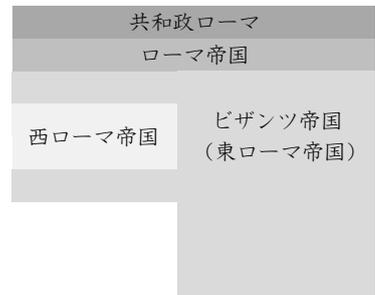
ビザンツ帝国の最大領域



コンスタンチノーブル (現在のイスタンブール旧市街)

2. ビザンツ帝国 (東ローマ帝国) の歴史

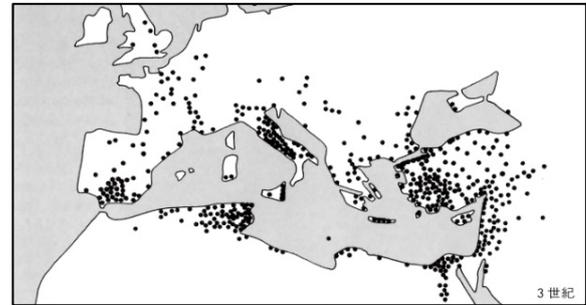
- 前 509 年 古代ローマの共和政の始まり。
- 前 27 年 ローマ帝国、帝政へ移行。
- 330 年 ローマ帝国、コンスタンティノーブルに遷都。
- 395 年 西ローマ帝国の成立。首都はミラノ。
- 476 年 西ローマ帝国の崩壊。
- 550 年頃 ローマ帝国ユスティニアヌス帝、地中海世界を再統一。
- 800 年 ローマ教皇レオ3世、フランク王国カール大帝(シャルルマーニュ)に帝冠を与え、「西ローマ帝国」の復活を宣言。
- 1453 年 コンスタンティノーブル陥落。ローマ帝国の崩壊。



¹ 日本正教会ホームページでは以下のような説明がなされている。「正教会は東方正教会とも呼ばれます。ローマ・カトリック教会やプロテスタント諸教会が西ヨーロッパを中心に広がったのに対し、キリスト教が生まれた中近東を中心に、ギリシャ、東欧から、ロシアへ広がりました」。(<http://www.orthodoxjapan.jp/seikyokai.html>)

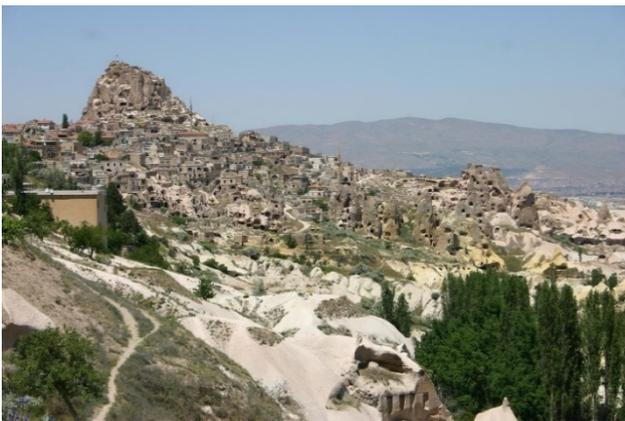
3. キリスト教の発展

- 前 27 年 ローマ帝国、帝政へ。
- 30 年頃 イエスの処刑。この後、キリスト教おこる。
- 301 年頃 アルメニア、キリスト教を国教とする。
- 313 年 ローマ帝国、キリスト教を公認。この頃のキリスト教徒は人口の 10%程度と推定される。
- 325 年 ニカイア（第 1 回）公会議。「父なる神」、「子なるキリスト」、「聖霊」の三者関係について、「父と子の同一実体」説、「聖霊は父から発する」との解釈を提起。
- 350 年頃 ジョージア、キリスト教を国教とする。
- 381 年 コンスタンティノープル（第 2 回）公会議、ニカイア公会議の解釈を確認。「子」の従属性を主張するアリウス派を異端とする。
- 392 年 ローマ帝国のテオドシウス 1 世、キリスト教を国教とする。
- 431 年 エフェソス（第 3 回）公会議、「信条」の改変を禁ずる。この頃教会制度が確立される。使徒ペテロが殉教したローマの教会、次いで首都コンスタンティノープルの教会が高い地位を占めた。
- 451 年 カルケドン（第 4 回）公会議、キリストにおける「神性」と「人性」の関係を「混合・変化・分割・分離しない」とする「カルケドン信条」を作成。キリストは単一の性を持つとする単性論²、キリストの性は一つではなく、神性と人性との二つの性に分離されるとし、人性においてキリストを生んだマリアを神の母（テオトコス）であることを否定するネストリウス派³を退けた。
- 553 年 コンスタンティノープル（第 5 回）公会議。
- 680 年 コンスタンティノープル（第 6 回）公会議。キリスト単意論を異端と宣告。4 人のコンスタンティノープル総主教とローマ教皇ホノリウスが異端として断罪される。



4. 修道院の発展

ビザンツ帝国の教会では、聖職者の妻帯は一般的で、聖職志願者は助祭（正教会では輔祭）の段階で結婚し、司祭になってからの結婚または再婚は認められなかった。主教以上の高位聖職者は独身の修道司祭から登用された。キリスト教の修道制は 3 世紀エジプトが起源とされる。4 世紀、カッパドキアで共住制修道院の基礎が築かれ、6 世紀にシナイ半島の聖カテリナ修道院、ギリシア北部アトス山の修道院群が成立した。修道院が、活発化するのには 10 世紀以降である。



現在のカッパドキア（トルコ）

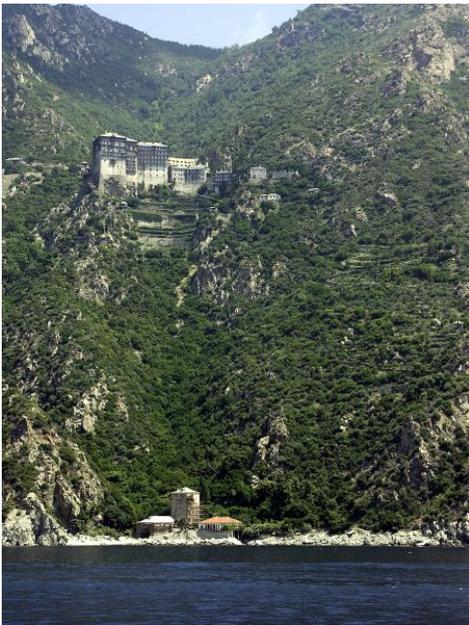


カッパドキア・ギョレメの岩窟教会の壁画⁴

² シリア正教会（ヤコブ派）、アルメニア使徒教会、コプト正教会（エジプトのアレクサンドリア総主教を頂点とする）、エチオピア正教会が、外部からは単性論派とされている。

³ シルクロードを経て中国に伝えられ、「景教」と呼ばれたのはネストリウス派である。

⁴ 6～13 世紀にかけてカッパドキアに洞窟修道院がつくられた。最盛期は 10 世紀である。



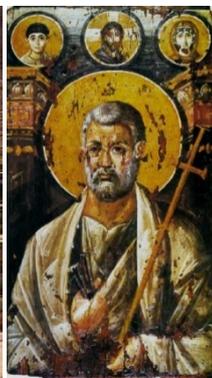
アトス山シモノペトラ修道院（ギリシア）



メテオラ至聖三者（アギア・トリアダ）修道院（ギリシア）



聖カタリナ修道院（エジプト）



聖カタリナ修道院のイコン⁵



シメオン修道院（シリア）

5. イコノクラスム（聖像破壊運動）

730年 シリア出身の東ローマ皇帝レオン3世は、イコン崇敬を禁じる勅令（聖像禁止令）を発令。旧約聖書のモーセの十戒の「偶像禁止」が根拠。

787年 レオン3世の孫レオン4世の皇后エイレーネー（アテネ出身）が主宰したニカリア（第7回）公会議、イコン崇敬の正統性を再確認。

800年 ローマ教皇レオ3世、フランク王国カール大帝（シャルルマーニュ）に帝冠を与え、「西ローマ帝国」の復活を宣言。

聖像禁止令はビザンツ帝国の小アジア側や一部の聖職者・知識人には支持されたが、ヘレニズム文化（古代ギリシア文化）の伝統の残る首都コンスタンティノープルや帝国の西欧側の国民、イコンの製作に携わっていた修士達の反発を招いた。聖像をゲルマン人への布教に用いていたローマ教会も、この決定を非難、コンスタンティノープルへの税の支払いを停止、これにより既に4世紀から文化的・政治的に亀裂が生じつつあった東ローマ皇帝・コンスタンティノポリス総主教とローマ教皇の関係は決定的に悪化した。

6. アルメニア使徒教会、ジョージア正教会、エチオピア正教会

アルメニア使徒教会（正教会）、ジョージア正教会、エチオピア正教会など、ビザンツ帝国に隣接する帝国の外部でも、それぞれ独特の発展を遂げていった東方正教会がある。キリスト教が東西に分裂し、宗教改革を経て変貌したカトリックやプロテスタントと異なり、初期キリスト教の伝統をこんにちまで保持している貴重な文化遺産でもある。

アルメニアは、301年頃、キリスト教を国教とし、親ローマ、親ビザンツ、反ペルシアの傾向を強めた。キリスト教教義論争については、451年のカルケドン（第4回）公会議に戦乱のため代表を送ることができず、449年のエフェソス会議⁶の決議である単性論派の立場を受け入れた。

ジョージアは、350年頃、キリスト教を国教とし、一時期、隣国のアルメニア正教会とともに単性論の立場をとったが、7世紀初頭にカルケドン派に転じた。

⁵ エジプトのシナイ半島にあるカタリナ修道院はイコノクラスムとは無縁で、8世紀以前のイコンが保存されている。

⁶ 単性論派に好意的な皇帝テオドシウス2世の庇護のもと、アレクサンドリア主教ディオスコロスが単性論を決議した公会議。しかし、451年のカルケドン公会議でエフェソス公会議の決議を無効とし、エフェソス公会議も公会議の資格を取り消され、「強奪会議」と呼ばれるようになった。



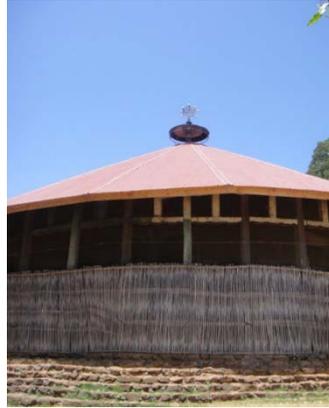
エチミアジン大聖堂⁷ (アルメニア)



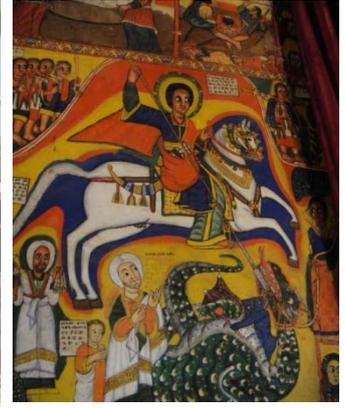
聖十字教会⁸ (アルメニア正教会・現トルコ)



ジヴァリ修道院 (ジョージア)



ウラ・キダネ・メヒレト修道院⁹
(エチオピア)



同修道院のイコン



同修道院のイコン



聖ゲオルギウス聖堂¹ (エチオピア)



聖ゲオルギウス聖堂上部

7. 東西両教会の分離とスラブ世界の成立

7.1. 東西両教会の分離

858 年 学者・官僚のフォティオスが聖職者の経験なくコンスタンティノープル総主教となる。

863 年 ローマ教皇、フォティオスを破門（ローマ教会では「離教」）。

西方教会では、三位一体のうちの「聖霊」が「子からも」（フィリオクェ）発出するとの考えが強く、コンスタンティノープル総主教は、「信条」の改変を禁じた 431 年のエフェソス（第 3 回）公会議の規程を盾にこれを否定し、東西両教会の対立が強まった。

1054 年 7 月 16 日、ローマ教皇の使節としてコンスタンティノープルを訪問した枢機卿フンベルトゥス、信条からのフィリオクェの削除¹⁰、聖職者の妻帯の慣行等を根拠に、首都コンスタンティノープルの聖ソフィア教会に、コンスタンティノープル総主教ケルラリオスの破門を提出。

⁷ エレヴァンにあり、301～303 年創建とされる。世界最古の教会と言われるが、修復されており、創建当時のものは少ない。カトリコス（総主教にあたる）座が置かれている。

⁸ トルコのヴァン湖に浮かぶアフトマル島のアルメニア正教会の聖十字教会。915～921 年創建。

⁹ エチオピア北西部タナ湖上の島および湖畔に 40 ほどの修道院がある。

¹⁰ これはカルケドン信条に対する誤解に基づいている。

ケラリオスは、逆に教皇の使節を破門。東西両教会が分離。

1453年 コンスタンティノープル陥落。ローマ帝国の崩壊。

7.2. スラブ世界の成立（東方正教会の土着化）

ビザンツ帝国の弱体化、バルカン半島やロシアなどスラブ人の居住する地域での諸民族の国家の台頭とともに、東方正教会は、スラブ系諸民族の国家宗教ないし民族宗教として「土着化」の歴史を歩んでいく。

早くから正教を信仰していたギリシア人、アルメニア人、ジョージア人のほか、この時期に正教を受け入れたのは、東スラブ族（現在のロシア人、ウクライナ人、ベラルーシ人）、南スラブ族（ブルガリア人、セルビア人、マケドニア人）、その他の諸民族としてルーマニア人（現在のモルドヴァ人を含む）らであった。

なお、バルカン半島の北方に居住する西スラブ族（現在のポーランド人、チェコ人、スロヴァキア人、クロアチア人、スロヴェニア人）およびハンガリー人（マジャール人）は初期の段階で正教の影響を受けているが、やがて西欧のフランク王国との関係を重視して、カトリックを受け入れていった。

南スラブ族は、ビザンツ帝国の崩壊後、オスマン帝国の支配下で、正教の信仰を守っていくことになる。

他方、9世紀以降、東スラブ族の中でも、ルーシ人（のちのロシア人）が台頭、13～14世紀のモンゴルの支配を経て、ロシア帝国が成立、ビザンツ帝国の後裔を唱えることとなる。

8. 東方正教会のキリスト教観¹¹

イイス・ハリストス（イエス・キリストの日本正教会訳）の十字架刑による死と三日目の復活という出来事を「神による人間の救い」として直接体験し、その証人として世界中に伝えたお弟子たちのことを特別に「使徒」と呼びます。正教会はこの使徒たちの信仰と彼らから始まった教会のありかたを、唯一正しく受け継いできたと自負します。

正教会は中世西ヨーロッパの「スコラ神学」や近代の宗教改革とも無縁でした。キリスト教会は現在は多くの教派に分裂していますが、中世のある時期までは「一つの聖なる公なる使徒の教会」（ニケヤ・コンスタンティノープル信仰告白）としてほぼ一致していました。正教会はこの東西教会が一つにまとまっていた時代に、五世紀間にわたって合計七回開催された全教会の代表者たちによる会議（「全地公会議」325年～787年）で確認された教義や教会組織のあり方、教会規則、さらに使徒たちの時代にまでさかのぼることのできる様々な伝統を切れ目なく忠実に守り続けています。正教会と他の諸教会が「分裂」したのではなく、正教会から他の諸教会が離れていったというのが「教会分裂」の真相です。

教義的には、人間の理解をこえた事柄については謙虚に沈黙するという古代教会の指導者（聖師父）たちの姿勢を受け継ぎ、後にローマ・カトリック教会が付け加えた「煉獄」・「マリヤの無原罪懐胎」・「ローマ教皇の不可誤謬性」といった「新しい教え」は一切しりぞけます。またプロテスタントのルターやカルヴァンらのように「聖書のみが信仰の源泉」だとも「救われる者も滅びる者もあらかじめ神は予定している」とも決して言いません。かたくなと見えるほどに、古代教会で全教会が確認した教義を、「付け加えることも」「差し引くこともなく」守っています。

教会組織も、ローマ・カトリック教会のようにローマ教皇をリーダーとして全世界の教会がきちんと一枚岩に組織されたものではなく、各地域の独立教会がゆるやかに手を結びあっているにすぎません。しかし強力なリーダーシップがないからと言って、聖書解釈の違いや教会のあり方への理解の違いから無数の教派に分裂してきたプロテスタント諸教会とは異なり、正教信仰と使徒からの教会の姿を各教会がすすんで分かち合うことによって「正教会」としての一致を保ち続けてきました。

9. キエフ・ルーシ

5世紀以降、スロヴァキア付近のスラブ族の一部が東に移動し、東スラブ族（のちのロシア人・ウクライナ人・ベラルーシ人）が形成された。

9世紀末、東スラブ族の国、ルーシ Русь が歴史に登場する。ルーシは、スカンジナビア半島・バルト海と黒海・ビザンツ帝国（首都コンスタンティノープル）とを結ぶノルマン人の交易・通商ルートに位置していた。

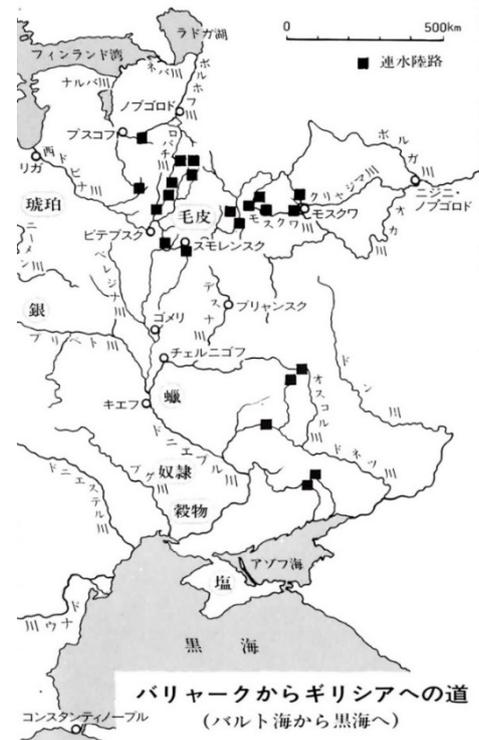
この交易・通商ルートは、北から、バルト海→ネヴァ川→ラドガ湖→ヴォルホフ川→（陸路）→ドニエブル川→黒海というルートで、ヴォルホフ川上流からドニエブル川上流までのあいだに、比較的平坦で短い陸路があるだけで、あとは水運がある。このルート上のヴォルホフ川中流にノヴゴロド、ドニエブル川中流にキエフというルーシの二大都市が建設された。

『原初年代記』¹²によると、ルーシの人々がノルマン人（ルーシではヴァリャーク人と呼んだ）に対して「ルーシは広大で豊かだが争いが絶えないので、ここに来て統治してほしい」と要請し、ノルマン人のリューリク（在位 862-879年）がノヴゴロドに王朝を創建したとされるので、ルーシの最初の王朝はリューリク朝と呼ばれる。2代目の王、オレク將軍（在位 879-912年）がキエフを攻略し、キエフ・ルーシ（キエフ公国）の歴史が始まった。

10. キエフ・ルーシによるキリスト教の国教化

988年 キエフ・ルーシ、キリスト教を国教とする。ヴラジーミル大公（ヴラジーミル1世、在位 980-1015年）、洗礼を受け、ビザンツ帝国皇帝バシレイオス2世の妹アンナを妻とする。

11世紀前半 スラブ語典礼の導入。



¹¹ 日本正教会のホームページから (<http://www.orthodoxjapan.jp/seikyokai.html>)。

¹² 『原初年代記』は、およそ850年から1110年までのキエフ・ルーシの歴史について記された年代記である。初版は1113年。『過ぎし年月の物語』とも呼ばれる。

11世紀中頃 キエフ洞窟修道院の創建。

1223年 モンゴル軍、ルーシ南部に侵入後、撤退。

1237年 モンゴル軍、ルーシ東部から侵入し、モンゴル（キプチャク・ハン国）によるルーシ支配が始まる。

キプチャク・ハン国の支配者は、少数のモンゴル人と多数のチュルク系諸民族により構成されていたが、ルーシでは彼らをタタール人と総称し、彼らによる支配を「タタールのくびき татáрское и́го」と呼んでいる。モンゴルの支配は、ロシア史にとって以下のような大きな意味を持つ。

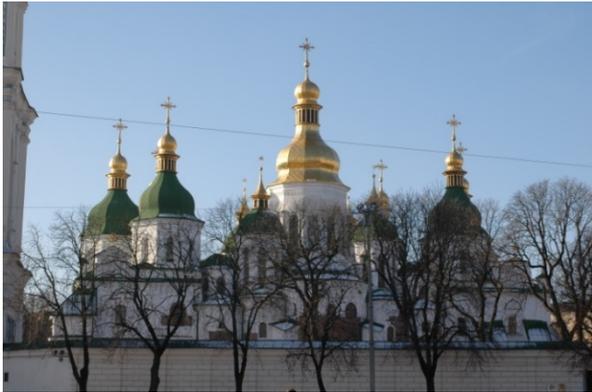
①ルーシは、アジアとヨーロッパをまたぐユーラシア帝国の支配下の一部となった。

②ルーシは、モンゴルの支配をその強大な軍事力によって強制されただけでなく、生き残りのために自らその支配を受容することを選択した。すなわちルーシは、ドイツ騎士団の支配下に入り、モンゴルに徹底抗戦する道もあったが、ドイツ騎士団によるローマ教会への服従の要求を嫌い、宗教的に寛容なモンゴルによる支配を選択した。

③パリに比肩するほど発展したキエフが衰退した。

④ルーシの西部・南部が離脱し、ベラルーシ・ウクライナの萌芽が生まれた。

⑤ルーシの諸公国（とくにウラジーミル大公国、モスクワ公国）の専制が強化された。



キエフのソフィア大聖堂（1037年創建）



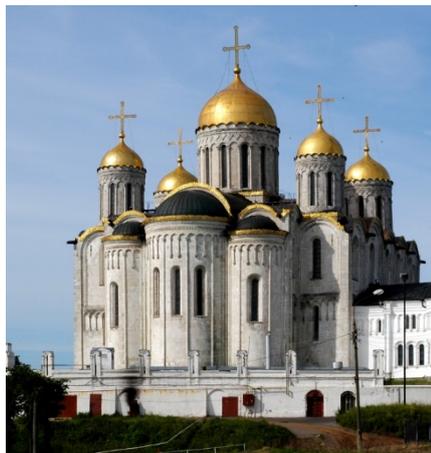
ボリスとグレブの教会
（キデクシャー。1152年）



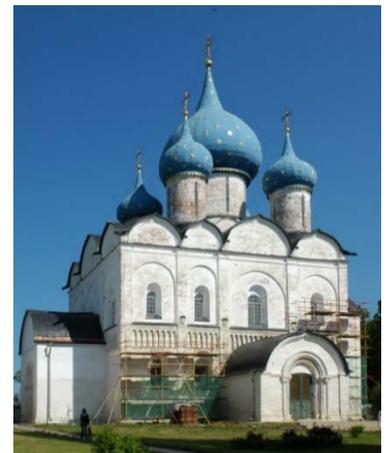
至聖生神女庇護教会
（ボグリュエボヴァ。1165年）



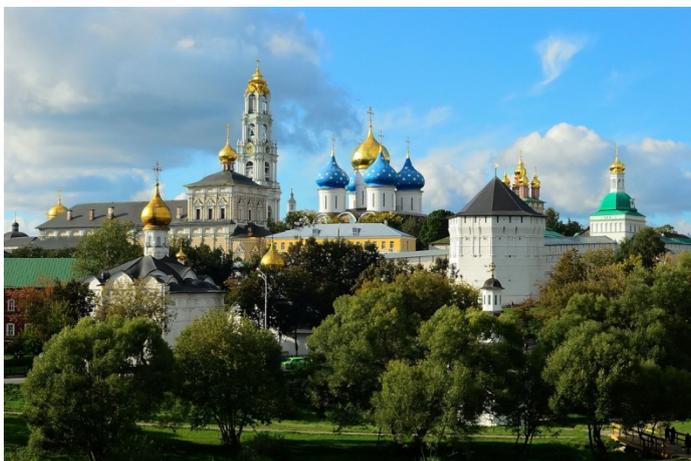
ドミトリエフスキー聖堂
（ヴラジーミル。12世紀末）



至聖生神女就寝大聖堂
（ウラジーミル。12世紀末）



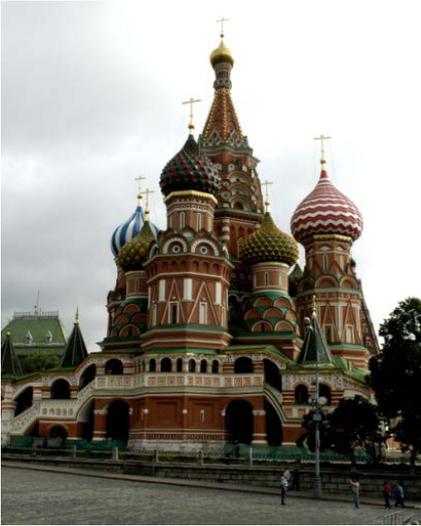
至聖生神女生誕教会
（スーズダリ。1222年創建）



トロイツェ・セルギエフ修道院（セルギエフ・バサート。14世紀）



ラザロ復活教会（キジ島。14世紀）



至聖生神女庇護教会 (モスクワ。1560年)



クレムリン (モスクワ)

11. モスクワ国家の形成からロシアへ

- 1310年 キエフ府主教座、モスクワに移転。
- 1380年 モスクワ公国軍、クリコヴォの戦いで、キプチャク汗国軍に大勝。
- 1439年 オスマン帝国の攻撃にさらされたビザンツ帝国がローマに支援を求めると、ローマは東方教会の服従を求め、フィレンツェ公会議で東西教会の合同が決定されたが、東方教会の多くは反発。モスクワのイヴァン3世 (在位 1462-1505年) もこれに反発、ギリシアから送られた府主教を合同に賛成しているとして廃し、モスクワ総主教の独立を達成。
- 1453年 ビザンツ帝国が滅亡。
- 1472年 ローマ教会はイヴァン3世を懐柔するため、ビザンツ帝国最後の皇帝コンスタンティヌス11世の姪ゾエ (ソフィア) をイヴァン3世に嫁入りさせるが、かえってイヴァン3世はこの結婚によりビザンツ帝国の正当な後継者を名乗ることになり、「ツァーリ Царь」(ビザンツ帝国皇帝の称号カエサルロシア語) と称し、ビザンツ帝国の双頭の鷲の紋章をモスクワ公国の国章として採用。モスクワは「第三のローマ」を自称するようになる。
- 1598年 イヴァン4世の息子フォードルの死によって、リューリク朝は断絶。
- 1613年 動乱 (スムータ смута) の時代 (1604-13年) を経て、貴族会議でロマノフ家からツァーリが選出され、ロマノフ朝始まる。



12. 教会の政権への従属

- 1652年 総主教に選出されたニーコン Никон は、教会典礼の改革に着手したが、民衆の反発を呼び、新しい儀礼を拒否した分離派 раскольник が登場し、教会は分裂して弱体化し、教会の政権への従属が強まる。
- 1721年 ピョートル1世 (大帝。在位 1682-1725年) はスウェーデンとの北方戦争 (1700-21年) に勝利し、1721年のニスタット条約によりバルト海への出口を獲得し、この間、サンクト・ペテルブルクの建設が進められた (1703-12年)。



ニーコンの小修道院 (イストラ。1658年)

13. ロシア正教会の発展

「第三のローマ」を自認するロシア皇帝は、西方教会の誤りを正し、正教を広めることで世界を救済するというメシア思想を持つようになり、これがロシアの対外膨張主義の遠因であるとする説があるが、これは冷戦期のバイアスに基づく説と考えられ、そのように考えるべき証拠はない。

実際、幕末における宣教師ニコライの来日による日本における正教の布教も、ニコライ自身の日本語習得、日本人宣教師の育成を始めとする土着化に基づいて実施されており、ロシア帝国の膨張主義とは無縁であった。

1917年11月のボリシェヴィキ政権の成立により、ロシア正教会は弱体化したが、第2次世界大戦中の愛国主義の強まりとともに正教会も復活し、ソ連崩壊後は教会の復興・再建も相次いでいる。

14. 歴代ロシア憲法¹³に見る信仰の自由

1906年以降の「ロシア帝国国家基本法典」の制定以降、今日まで、ロシアにおいては、憲法上、信仰の自由が認められてきた。

その上で、「ロシア帝国基本法典」では、正教が「首座を占め」「支配的」であることが規定されていることに特徴がある。

また、ソ連時代の憲法では、「反宗教的宣伝を行う自由」を認め（1918年および1936年の憲法）、または「無神論の宣伝を行う権利」を保障すること、「教会は国家から分離され、学校は教会から分離され」ることが規定されているところに特徴がある。

現行のロシア連邦憲法では、ソ連時代の「反宗教的宣伝」または「無神論」といった文言はなくなり、「いかなる宗教も信仰しない権利を含む信仰の自由」という表現に変化している。

他方、1936年のソ連憲法には、「信仰と結びつく敵意または憎悪を呼び起こすことは禁止される」（1936年ソ連憲法）との規定が、また現行のロシア連邦憲法には、「社会的、人種的、民族的、宗教的な憎悪および敵意を起こさせる宣伝または扇動は許されない。社会的、人種的、民族的、宗教的、言語的な優越性の宣伝は禁止される」といった規定があることが特徴である。

◆「ロシア帝国国家基本法典」（1906年4月23日公布）

第62条 ロシア帝国において首座を占める支配的な信仰は東方正教である。

第63条 皇帝は、ロシア皇位の所有者として、正教以外のいかなる信仰も持ってはならない（第62条）。

第64条 皇帝は、正教を信仰する君主として、支配的信仰の教義の最高の守護者であり擁護者であるとともに、正教信仰の番人である。

第65条 専制権力は、教会の管理においては、聖宗務院およびそれにより設置されている監督機関によって行使される。

第66条 (イ) 生来より、(ロ) 国籍取得により、ならびに (ハ) ロシアで勤務するか、またはロシアに一時的に滞在している外国人であることにより、支配的な教会に所属していないすべての者は、いずれの場所においても、その信仰およびその儀礼に従った礼拝の自由な行使を享受する。

第67条 信仰の自由は、(ア) 外国のキリスト教徒に対してだけでなく、ユダヤ教徒、イスラム教徒、異教徒に対しても、(イ) ロシアの専制の統治を祝福し、帝国の力のますますの平穩と強まらんことを宇宙の造物主に願いつつ、その祖先の法と信仰に従ってさまざまな言語によって全能の神を敬う、ロシアに居住するすべての人民に対しても、授けられる。

第68条 ロシア帝国における外国のキリスト教徒および異教徒の問題は、皇帝により定められた宗務局および特別の閣僚の管轄下に置かれる。

◆「ロシア社会主義連邦ソヴィエト共和国憲法（基本法）」（1918年7月10日採択）

第13条 良心の実質的な自由を勤労者に保障するため、教会は国家から分離され、学校は教会から分離され、宗教的宣伝および反宗教的宣伝を行う自由が国民に認められる。

◆「ソヴィエト社会主義共和国連邦憲法（基本法）」（1936年12月5日採択）

第124条 良心の自由を国民に保障するため、ソ連においては、教会は国家から分離され、学校は教会から分離される。宗教的な礼拝を行う自由および反宗教的宣伝を行う自由がすべての国民に対して認められる。

◆「ソヴィエト社会主義共和国連邦憲法」（1977年10月7日採択）

第52条 ①ソ連国民は、良心の自由、すなわち任意の宗教を信仰し、またはいかなる宗教も信仰せず、宗教的礼拝を行い、または無神論の宣伝を行う権利が保障される。信仰と結びつく敵意または憎悪を呼び起こすことは禁止される。

②ソ連における教会は国家から分離され、学校は教会から分離される。

◆「ロシア連邦憲法」（1993年12月12日採択）

第28条 各人に、良心の自由、個人としてもしくは他者とともに任意の宗教を信仰する権利、もしくはいかなる宗教も信仰しない権利を含む信仰の自由、ならびに宗教的およびその他の信条を、自由に、選択し、持ち、宣伝し、それによって行動することが保障される。

第29条 ②社会的、人種的、民族的、宗教的な憎悪および敵意を起こさせる宣伝または扇動は許されない。社会的、人種的、民族的、宗教的、言語的な優越性の宣伝は禁止される。

¹³ ソ連時代の憲法、すなわち1918年の「ロシア社会主義連邦ソヴィエト共和国憲法（基本法）」、1936年の「ソヴィエト社会主義共和国連邦憲法（基本法）」、1977年の「ソヴィエト社会主義共和国連邦憲法」の翻訳については、ノーボスチ通信社編、稲子恒夫訳『新ソ連憲法・資料集』ありえす書房、1978年を参照。なお、同書に訳載されている1924年1月31日採択の「ソヴィエト社会主義共和国連邦基本法（憲法）」はソ連結成に際し、ソ連の連邦制度および連邦国家機関等について定めたものであるため、通常の憲法と異なり、国民の人権およびその他の諸権利並びに義務等についての規定はないため、ここでは扱わない。また、現行の1993年の「ロシア連邦憲法」の翻訳については、初宿正典・辻村みよ子編『新解説世界憲法集 第3版』三省堂、2014年を参照。